

第8期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）のパブリックコメント
実施要領

第8期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を次のとおり策定するに当たり、その案について市民の皆さんからご意見を募集します。

1 第8期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

(1) 計画策定の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定、
「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき策定するもの。

(2) 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間。

(3) 計画の策定体制

野洲市介護保険運営協議会の審議等を踏まえ、策定する。

(4) 計画（案）

別冊のとおり

2 パブリックコメントの実施について

(1) 閲覧期間

令和3年1月25日（月）～令和3年2月8日（月）

※各閲覧施設等の執務時間内に限る。

(2) 閲覧場所

市役所高齢福祉課、市役所本館情報公開コーナー、市民サービスセンター
野洲市健康福祉センター、野洲図書館

野洲地域総合センター、市民交流センター、各コミュニティセンター

※市ホームページに掲載

(3) 意見の提出

閲覧期間内に、住所、氏名、電話番号、意見（様式自由）を記入の上、郵送、FAX、Eメール、又は持参のいずれかで提出。

(4) 周知方法

市ホームページ

(5) 提出先

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市役所西別館

健康福祉部高齢福祉課

電話：077-587-6074 FAX：077-586-2176

Eメール：kourei@city.yasu.lg.jp

(6) その他

提出された意見は、計画（案）作成の参考とする。回答については、個別には行わず、市ホームページで公表する。